2025年７月７日

各 位

会 社 名　ブライトパス・バイオ株式会社
代表者名　代表取締役社長　永井　健一
（コード番号：4594　東証グロース）
問合せ先　管理部　藤井　厚裕
（irpr@brightpathbio.com）

行使価額修正条項付第19回新株予約権（第三者割当）の大量行使に関するお知らせ

当社が2024年７月５日に発行いたしました、EVO FUNDを割当先とする行使価額修正条項付第19回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」といいます）の、前回開示後（2025年７月７日）における大量行使につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．	銘柄名	ブライトパス・バイオ株式会社 第19回新株予約権（第三者割当）
２．	前回開示後からの交付株式数（株）	4,400,000株
３．	前回開示後から行使された新株予約権の数及び発行総数に対する行使比率	44,000個（発行総数の48.9%）
４．	前回開示時点における未行使の新株予約権の数（株数）	53,950個（5,395,000株）
５．	現時点における未行使の新株予約権の数（株数）	9,950個（995,000株）

６．発行時点からの行使状況

行使日	交付株式数		行使価額（円）	行使された本新株予約権の数（個）
	新株（株）	移転自己株式（株）		
７月７日（月）	4,400,000	－	74	44,000

※　対象月の前月末時点における発行済株式数：99,730,300株（うち自己株式数：51株）

７．行使制限に関する状況（上場規程434条に基づく行使制限の順守状況）

① すべての回号を合算した交付株式数（株）※	② 発行の払込日時点における上場株式数（株）	③ 行使制限に係る行使比率（①／②）（%）
10,666,000	62,891,200	16.96

※第18回新株予約権と第19回新株予約権を合算しております。

８．行使制限の超過について

当社は、EVO FUND との間で、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434 条第１項及び同施行規則第436 条第１項から第５項までの定めに基づき、原則として、単一歴月中に割当先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点である2023 年11月30 日における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨の買取契約を締結しております。

当該制約に対し、当社は、早期に財務基盤の安定化を図る必要があったことから、有価証券上場規程施行規則第436 条第５項第４号に基づき、新株予約権の行使価額が発行決議日（2024 年６月19日）の終値である61 円以上の場合は、上記の制限を超えて行使できる旨、同契約において定めております。

これらの規定に基づき、上記のとおり、行使制限を超えて新株予約権の行使がなされたものです。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2024 年６ 月19 日公表の「第三者割当による第17回乃至第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結並びに無担保社債（私募債）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上